

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB会社（以下「会社」という。）において、昭和〇年〇月頃から退職する平成〇年〇月〇日までタイル工として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、入院加療中のC病院にて死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「じん肺症」、死亡の種類「病死及び自然死」とされている。

請求人は、被災者は業務上の事由により療養のため休業し、また、被災者は業務上の事由により死亡したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の休業及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の休業及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人は、D医師の「被災者は、じん肺による続発性気管支炎の急性増悪により死亡した。」旨の意見及びE診療所F医師の「被災者は、じん肺の続発症により死亡した。」旨の意見を根拠として、被災者は業務上の事由により死亡したと主張している。

(2) 被災者は、昭和○年○月から平成○年○月○日までタイル・煉瓦・ブロック工事等を施工する会社に雇用され、建築工事現場においてタイル工として従事していたものであるが、Gの供述から、被災者は、主にベビーサンダーを用いたタイル加工作業やタイル貼り作業等に従事していたと認められるところであり、じん肺法（昭和35年法律第30号）に規定する粉じん作業に従事していたものと認められる。

(3) 被災者のじん肺の状態についての医師の意見等は、次のとおりである。

ア 被災者は、労働局のじん肺合同診査において、「じん肺管理区分2相当」と判断された。

イ D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「被災者はじん肺症であり、初診時の他覚的所見として、胸部エックス線上、両肺の部分的胸膜石灰化、肥厚、肺のう胞、気腫性変化を認める。」旨の意見を述べ、同年○月○日付けじん肺健康診断結果証明書において、「平成○年○月○日にエックス線写真を撮影したところ、粒状影はタイプr、大陰影の区分はBであった。」旨の意見を述べている。

ウ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日の検査では、胸部CT（同日）、両側胸膜の石灰化を散見する、陳旧性胸膜炎の疑い。腹部US（同日）、異常なし。胸水なし。病的LN腫大なし、肺転移なし。平成〇年〇月〇日のCT検査では、陳旧性胸膜炎変化なし。最終受診の平成〇年〇月〇日は特に問題なし。」との意見を述べている。

(4) 被災者が死亡するに至った原因とじん肺症等との因果関係についての意見等は、次のとおりである。

ア I医師は、死亡診断書において、「直接死因；じん肺症」と記載している。

イ D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「被災者は、平成〇年〇月〇日呼吸不全にて入院したが、CT上肺の破壊が進行し、酸素投与、点滴治療を行うが、同年〇月〇日に、低酸素血症による呼吸不全、動脈血酸素濃度の低下により死亡した。」との意見を述べている。

ウ D医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書2通のうち、「1、病名 附記」で始まる診断書には、要旨「平成〇年〇月〇日慢性気管支炎。平成〇年〇月〇日慢性気管支炎、〇月〇日急性上気道炎。平成〇年〇月〇日気管支炎。〇月〇日肺炎、〇月〇日喀血。平成〇年〇月〇日気管支炎。」との記載がある。

また、「1、病名 塵肺症による続発性気管支炎」で始まる診断書には、要旨「被災者は、平成〇年〇月〇日よりじん肺症のために当院通院加療を始めたが、平成〇年より徐々に悪化し、平成〇年〇月〇日気管支炎を併発し、呼吸不全状態となり在宅酸素療法を始めた。その後も気管支炎は徐々に悪化し、同月〇日入院となり、同日及び翌日〇月〇日に採取した喀痰培養から、細菌が検出され、経過から、じん肺による続発性気管支炎を併発し、同続発性気管支炎の急性増悪により死亡した。」との記載がある。

エ J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「病状安定時期の胸部レントゲンにより管理2相当と判断されるが、合併症に関する診断はないため、被災者は療養を要するじん肺症とは認められず、また、死亡についてもじん肺症によるものと判断できない。」との意見を、K医師は、鑑定書において、要旨「続発性気管支炎については、詳細な精査を施行しておらず、続発性気管支炎が発症していたかどうかは不明であるため、じん肺、続発性気管支炎と被災者の死亡との因果関係については、コメントできず、むしろ、死亡の原因は、肺気腫及び肺のう胞による可能性が高い。」と、じん肺と被

災者の死亡との間の因果関係について否定的な意見を述べている。

(5) 当審査会においては、被災者のじん肺の状態及び合併症発症の有無、並びにじん肺と被災者の死亡との因果関係について、更に検討を要すると判断し、L大学M医師に鑑定を依頼したところ、M医師は、同年〇月〇日付け「請求人に係わる意見書」（以下「意見書」という。）を提出し、以下のとおりの意見を述べている。

① 平成〇年〇月〇日の胸部X線写真では右上肺野に索状影、小結節がみられ、両側の強い胸膜肥厚と石灰化（胸膜 plaque）を認める。平成〇年〇月〇日のX-p では右上肺野の索状影はさらに増強し、収縮性変化をきたし気管の偏移を伴い、線維化の進行をみとめ、じん肺管理区分2に相当する画像所見と判断する。

② 平成〇年〇月〇日のCT所見では、両側肺尖部にブラをふくむ気腫性嚢胞が多数見られ、paraseptal emphysema の所見である。また、気管支の拡張もあり続発性気管支拡張症がみられる。両側肺底部胸膜直下には間質影が右>左にみられ、両側に強い石灰化を伴った胸膜肥厚（胸膜 plaque）もみられる。

平成〇年〇月〇日のCTでは、これらの所見に加えて、右上肺に巨大な空洞が出現し、空洞内には真菌球疑いの陰影が存在する。右上肺には著明な気管支拡張も存在し、続発性気管支拡張症がある。このころカルテ上でも、去痰剤、抗生物質の投与がなされており、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症の存在を裏付ける。

③ その後、平成〇年〇月〇日のCTでは、右上肺の巨大空洞内に液体貯留をきたし、感染性肺嚢胞の所見である。この日の喀痰からはKlebsiella（肺炎桿菌）が検出されている。両側肺底部の間質影、線維化はさらに進行している。Klebsiellaはその後も複数回、喀痰から検出されている。

④ 以上より、本件はタイル切断やセメント加工時の粉塵吸入により、肺気腫、肺の線維化を生じ、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症を合併していた。その後、肺の線維化が進行し、胸膜肥厚などがさらに混合した上に、感染症も加わり、呼吸不全で最終的に死亡したものとする。

(6) 当審査会は、診断書、診療録、画像診断結果等並びに上記（3）及び（4）の各医師の意見書等を改めて精査し、さらに、上記（5）のM医師の意見を踏

まえて検討したところ、平成〇年〇月には被災者のじん肺の状態は管理区分2相当の状態にあり、平成〇年〇月までには続発性気管支拡張症が併発していたものと認められるところであり、本件休業補償給付の請求期間において被災者は療養のため、休業の必要があったものと判断する。

また、被災者の死亡については、J医師及びK医師がじん肺との因果関係に否定的であるのは、合併症の併発が確認できないとの理由によるものと認められるが、当審査会としては、M医師の意見を踏まえると、被災者は少なくとも続発性気管支拡張症を併発していたほか、続発性気管支炎も併発していた可能性が高いものと判断するところ、被災者の死亡もじん肺及び合併症の進行による呼吸不全により死亡するに至ったものと判断することから、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認められる。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。